

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	MIN Jihoon (みん じふん)	
○学位の種類	博士 (政策科学)	
○授与番号	甲 第 1227 号	
○授与年月日	2018 年 3 月 31 日	
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項	
○学位論文の題名	韓国政府による在日コリアンの包摂と排除 -李承晩政権期を中心に-	
○審査委員	(主査) 勝村 誠	(立命館大学政策科学部教授)
	鄭 雅英	(立命館大学経営学部教授)
	蔡 秀卿	(立命館大学政策科学部教授)
	森 隆知	(立命館大学政策科学部准教授)

<論文の内容の要旨>

1. 研究の背景と目的

1945 年 8 月 15 日の日本敗戦＝植民地解放の時点で、日本国内には 200 万人以上の朝鮮人が居住していた。そのうち、渡日後の期間が短い人びとや単身者の多くは速やかに朝鮮半島に帰還したが、すでに日本社会において財産や生活基盤を確保していた人びとは、引き続き日本に居住し続けた。また、いったん帰国後に朝鮮半島における生活の困難さなどの理由から密航で日本に戻った人びとも少なくない。

敗戦後も日本に引き続き居住する外国人、とりわけ最も人数が多く、解放民族であった朝鮮人をいかに処遇するかは、日本政府や連合軍司令部 (GHQ) にとって重要な課題であった。それゆえ、在日朝鮮人研究者を筆頭に、日本人、アメリカ人も含め、比較的多くの研究者たちが、占領期日本の朝鮮人問題をめぐる日本政府と GHQ の政策的対応や朝鮮人民族団体の運動史について、相当に分厚い研究成果を生み出してきた。それと比較すると、1948 年に南朝鮮に樹立された大韓民国 (以下、「韓国」とする) 政府が日本に残留した朝鮮人をいかに認識し管理統制しようとしたかを主題とした研究は少ない。

本論文はそのような研究状況に対して、韓国政府が在日朝鮮人 (学位申請者は「在日コリアン」としている) を自国の構成員として認知しながら、彼らの法的地位問題にどのように関与したのか、韓国政府と在日コリアンとの関係はどのような実態であったのか、そして、李承晩政権期の韓国政治の中で在日コリアンという対象は、どのように包摂され排除されて

きたかを明らかにすることを目的としている。

2. 論文の構成

本論文は以下の通り、序論、結論を含めて7章で構成されている。

序論

第1章 戦後在日コリアンの処遇をめぐる李承晩政権と民団との関係—1945年～1948年を中心に—

第2章 南北分断体制下での韓国政府の在日コリアン政策—1948年～1950年を中心に—

第3章 初期日韓会談における李承晩政権の在日コリアン政策—1951年～1953年を中心に—

第4章 日南北関係における韓国政府と在日コリアン—1954年～1958年を中心に—

第5章 帰国事業実行過程における韓国政府の対応—1958年～1960年を中心に—

結論

3. 論文の要旨

上述の論文の構成に従って、各章別に要旨を整理しておく。

まず、序章では、研究目的を提示したうえで、なぜそのような研究目的を導き出したのかを示すために研究史の整理をしている。研究領域を、①「韓国政府と在日コリアンとの関係に関する研究」、②「在日コリアンの活動に関する研究」、③「日本政府とGHQの在日コリアン政策に関する研究」、④「在日コリアンの法的地位問題に関する研究」、⑤「日韓会談をめぐる在日コリアンの問題に関する研究」、⑥「在日コリアンの北朝鮮帰還に関する研究」、⑦「李承晩政権と内国民との関係に関する研究」の7つに分けて先行研究の特徴と成果をまとめている。

そのような研究史の整理を踏まえたうえで、学位申請者は既存の研究において解明されていない研究課題として以下の4点を挙げている。

- ①李承晩政権による在日コリアンの法的地位問題への政策的対応と李承晩政権の政治イデオロギーの関係の分析が不足していること、
- ②韓国政府内で在日コリアンの処遇問題を担当した政治エリートを対象とした分析が欠けていること、
- ③韓国政府と、日本側で韓国政府と協力関係にあった民族団体である民団との関係がいかなるものであったかの解明が不十分であること、
- ④当時の韓国の政治体制において在日コリアンが自国民としてどのように認識されていたかが確認できていないこと、の4点である。

これらの課題に対して、学位申請者は本論文で、各章を年代順に時期区分して構成し、

李承晩政権の在日コリアン政策を総括的に分析したうえで、当時の韓国政府が在日コリアンに対していかなる対応をしたのかを「包摂」と「排除」というキーワードを用いて政策的に分析する視角と方法を提示している。また、いかなる一次史料を用いて上述の研究史上の課題に迫ったかがここで明記されている。

第1章では、植民地解放直後（1945年8月）から分断国家体制が形成されるまで（1948年8月）の在日コリアン社会の形成過程を整理したうえで、成立直後の李承晩政権が、韓国政府を支持する在日コリアンとの関係を形成していく過程の検討を行っている。ここでは、在日コリアン社会のなかに分断体制がどのように形成されたかを確認したうえで、在日コリアン社会における政治的イデオロギーの摩擦から、韓国政府と韓国を支持する在日コリアン民族団体である民団との関係が形成されていく過程を追っている。

第2章では、韓国政府の樹立（1948年8月）から朝鮮戦争の勃発直後（1950年）までの時期を対象に、李承晩政権が在日コリアンの包摂と管理をいかに行っていたかを検討している。李承晩政権は、全在日コリアンは自国の「外国民」であるとする立場から、駐日本韓国代表部を設置して在日コリアンの国民登録を進めた。国民登録は民団団員の韓国民としての国家志向的なイデオロギーを刺激し、民団は国民登録の行政業務を積極的に担った。李承晩政権は国民登録を通じて一部の在日コリアンを包摂しようとしたが、それは在日コリアン社会の分断に大きな影響を与えた。一方で韓国政府は韓国国内において激しい暴力を行使しつつ北朝鮮を支持する者を識別し排除していた。その過程で、生き残るために韓国から日本に密航した者も存在した。このような韓国政府の内国民の識別・排除の側面は、在日コリアン社会にも伝わるようになった。学位申請者は日本と韓国の両方の政治状況を見渡しながら、韓国政府の在日コリアンに対する包摂と排除の側面を丹念に描いている。

第3章では、1950年から1953年の時期を対象に、日韓会談において韓国政府が在日コリアンの処遇にどのように関与していたかを検討している。日韓会談において李承晩政権は、韓国籍の在日コリアンを中心に日本国内における法的地位を改善しようとした。李承晩政権は、韓国籍の在日コリアンに優先的に安定的な永住権を与えると登録率が伸びると考えていたのである。しかし、韓国政府の側には在日コリアンを現実的に保護する視点は欠如しており、登録を通じて数のうえで国民として韓国に統合しようとしていたのであると本論文では確認している。学位申請者は、韓国政府の国民登録政策の性格は、単なる制度上の包摂に過ぎなかったとしている。

また、韓国政府は日韓会談で在日コリアンに対する強制送還権限を求めていた。しかし、日本側は在日コリアンの強制送還権限が日本側にあるとして拒否した。学位申請者は、当時の韓国政府が強制送還の権限を得ることによって在日コリアンを統制できると期待したのであると判断している。日韓会談は在日コリアン社会に激しい対立をもたらした。北朝鮮を支持する在日コリアンたちは、アメリカ主導の日韓会談が朝鮮半島分断の固定化につながるとの危機感を持って、日韓会談に反対した。一方、民団は日韓会談が在日コリア

ンの処遇の改善につながるものと期待していた。民団は在日コリアンの処遇問題について日韓会談に関与できる発言権を韓国政府側に要請したが、李承晩政権はこれを認めなかった。学位申請者は、当時の韓国政府は、分断体制が緊張化する情勢の下で北朝鮮との関係を強く意識しており、日韓会談においては民団の意見さえも排除して在日コリアンの統制を優先したと判断している。

第4章では、1954年から1958年の時期を対象に韓国政府が在日コリアンをいかに取り扱ったかを検討している。この時期は、李承晩大統領による「李ライン」宣言（1952年）以降ずっと日韓関係は悪化しており、一方、日本と北朝鮮の外交関係に改善の動きが見られた時期である。ここで学位申請者は、李承晩政権による在日コリアンの処遇問題への関与、「李ライン」侵犯を理由に拿捕抑留されている日本人漁民の釈放をめぐる議論、日朝関係をめぐる各在日コリアン団体の動向、とりわけ1955年に結成された総連の初期帰国事業への関与と、民団の日韓関係改善を求める態度、そして大村収容所の在日コリアンと日本人漁民の相互送還に至るまでの日韓交渉の動きを整理している。朝鮮戦争休戦後のこの時期に、李承晩政権は在日コリアンの韓国への送還を拒否していたが、1956年12月に日本と北朝鮮の間で帰国希望者の相互帰国が実現すると、急きょ送還を受け入れるように態度を変えた。学位申請者はそのことを、日本に定着している在日コリアンの処遇よりも、北朝鮮への帰還の阻止と在日コリアンの統制を優先する反共主義的な対応であったと判断している。

第5章では、在日コリアンの北朝鮮への帰国事業をめぐる動きが本格化する1958年から李承晩大統領が退陣する1960年までを対象とし、北朝鮮帰国時業の動向とそれに対抗する韓国政府の動きを検討している。韓国政府は日韓会談において、北朝鮮帰国事業に対抗して在日コリアンの韓国送還を受け入れることを提案したが、合わせて彼らに対する補償と財産の保全・送金を要求したが、日本側は韓国社会への定着費の援助にとどめるとした。一方で、李承晩は韓国に帰還しない在日コリアンに対しては国民としての責任をとらないとまで発言した。韓国のエリートたちは在日コリアンの帰還が韓国国内の選挙に悪影響を与えることを懸念した。学位申請者は以上より、李承晩政権は在日コリアンの日本における処遇には関心がなく、危険視しつつも外交上の取引材料としていたことを確認した。1960年4月19日に李承晩の不正選挙をきっかけに起こった「4・19革命」により李承晩大統領は退陣する。本博士論文の研究対象としては、そこまでで区切りを付けている。

結論で、学位申請者は3つの主張をしている。第一には、当時の韓国政府が在日コリアンの処遇に適切な対応ができなかった点について、李承晩大統領に任命されてこの問題を司った駐日代表部の外交官たちの背景から、当時の韓国側のエリートの限界を示すものであると結論づけている。第二には、在日コリアンに向かい合う李承晩政権の国民像の問題である。李承晩政権は、全ての在日コリアンを自国民であると宣言しながらも、そのさいの国民像として、①李承晩政権に利益を与え、②イデオロギー的に李承晩政権を支持し、③李承晩政権の管理統制を受け入れることを求めた。学位申請者はここに李承晩の国民の

基準が現れているとし、李承晩政権期の在日コリアン管理政策を「棄民政策」であるとしている。第三に、韓国政府による韓国内における厳しい国民管理体制が、在日コリアン社会の内部に分断体制を構築する結果となったことを結論として強調している。学位申請者は、在日コリアン社会に内包された分断体制が、在日コリアンに残存する植民地問題に対して鈍感にさせる面があったと論じている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、南朝鮮に樹立された韓国最初の政権である李承晩政権の時期を対象に、李承晩政権が在日コリアンをいかに自国民として管理・統制しようとしてきたかを、包摂と排除というキーワードを用いて包括的に検討した労作である。論文審査の結果、本論文は以下の三点において、当該分野の研究に新たな知見を加え、新研究領域を切り拓いていると評価する。

第一に、1945年から1960年までの朝鮮半島激動の時期を対象として、当時の韓国政府を主たる研究対象として、韓国の在日コリアン管理政策を包括的に描き出すことに成功している点である。日本社会における在日コリアンの処遇をめぐって、分断された祖国の南側の一方である韓国は重要なアクターであるにもかかわらず、これまで韓国政府の動きに焦点を当てて包括的に分析した研究は乏しかった。日本社会に居住する在日コリアンは、直接的には日本政府の統治下で生活しており、日本政府から様々な差別的対応を受けながら、それに対抗して民族団体を結成して運動し、徐々に民族的アイデンティティを確立しながら国籍条項の撤廃などを勝ち取ってきた。それゆえに、在日コリアンの処遇をめぐっては、日本政府の外国人政策についての分析や、在日コリアン民族団体を中心とする運動史研究は豊富に蓄積されている。しかしこれまで、韓国政府の動きに対しては余り関心が向けられなかった。この点について、学位申請者が韓国政府に焦点を当てて歴史的に遡って問題の根源を探ってみようと思つたのは学位申請者のバックグラウンドによるところが大きいと思われる。学位申請者は在日朝鮮人問題を追求するために来日した韓国人留学生であるが、上述のような研究史の状況を踏まえて、いったい自分が国民として属している大韓民国はこの問題にどう関わったのか、もっと詳しく検討してみたいと考えたのが本研究の原点であった。韓国人留学生ならではの視点で取り組みまとめ上げた点がまず評価できる。

第二に、研究の方法についてである。上記のような研究史の状況であるが故に、韓国政府の視点でまとめられた通史はもちろんのこと、史料集などもまとめられていないので、序論で明記されているように、学位申請者は多少なりともこの問題に関連のある各種の一次史料を幅広く集めて検討してきた。学位申請者が対象とした時期以降、今日に至るまで、在日コリアン社会と韓国政府の関係は、つねに緊張関係をはらみながら、しばしばボタンの掛け違いのような対応を繰り返してきているが、その原点となる時期について、日本と韓国の両国の議事録や日韓会談議事録等の一次史料、各種の回顧録、史料集などを駆使し、

可能な限り当事者や運動団体の発言を復元しながら構成している点は高く評価したい。

第三に、叙述についてである。本論文は韓国政府に焦点を当て、韓国政府の動きを言わば「主旋律」として描きながらも、脇役に配置された日本政府の外交担当者、各種の在日コリアン団体、証言者たちについても主体性を備えた存在として描き出すことに成功している。この点も評価できる。

その一方で、本論文には改善すべき課題も残されている。まず、タイトルに掲げられた「包摂と排除」というキーワードと本文における論理展開との関係である。当時の韓国政府が、在日コリアンを、時には国益のために「包摂」しようとし、あるときは分断体制下で「排除」と「包摂」をめぐってイデオロギー的に「識別」したことは、行論を丹念に追っていくと随所に書かれており、理解することができる。しかし、魅力的なキーワードであるにもかかわらず、文章中には「包摂と排除」というキーワードが必ずしも一貫する分析概念として明示的に示されていない点が惜まれる。第二に、結論と本文との関係にも言及しておく。学位申請者が結論部分で提示している3つの主張は、論争的であり魅力的でもある。しかし、こちらもタイトルの件と同様で、結論を導き出す材料は本文中の各所に埋め込まれているのだが、論理展開の筋道をもう少し明快に叙述できたのではないかと思われる。

このように、本論文には多少の課題を残しているが、それにもかかわらず、本論文で扱われた分断国家の本国政府と在外公民との関係は、現代においても引き続き重要な研究課題であり、本論文で得られた知見は、本論文の研究対象時期以降の韓国政府と在日コリアンの関係に関する研究へと展開しうる。また、より普遍的かつ一般的に言うならば、ある特定の国家の政府とその在外公民との関係の理論的研究へと展開しうる知見を切り拓いており、その点でも高く評価できる。以上により、公聴会での公開審査を踏まえて、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文は、提出に先立つ内覧会（2017年11月24日（金）16:30～17:30、立命館大学OIC C471教室）を経て、2017年12月8日（金）に提出された。続く12月19日に開催された政策科学研究科研究科委員会において本論文の受理が議決され審査委員会が設置された。審査委員会は、論文審査ならびに口頭試問（2018年1月12日（金）16:30～17:30、立命館大学OIC AS751教室）および公聴会（2018年1月25日（木）13:00～14:00、立命館大学OIC C471教室）を実施した。

口頭試問では、学位申請者からまず約20分にわたり学位申請論文の概要説明がなされた後、質疑応答が行われた。また、提出された論文目録のなかには英文史料も相当に掲げられており、論文中にもそれらを日本語に翻訳して叙述されている部分は適切に翻訳されている。そのことを確認することにより、英語の学力については基準を達成していると確認された。

公聴会においては、まず約30分で学位申請論文の概要が説明された。その後の質疑応答では、結論で述べられている韓国のエリートたちの限界という主張の根拠や用いられている分析概念の妥当性について、同時代の他の在外国民の事例との関係について、当時の日本国政府の在日コリアンに対する統治権の実態について、結論部と先行研究との関係についてなど、様々な確認や質問が出された。学位申請者はそれらを適切に受け止め、その場で回答できないものは課題として残しつつ、誠実に応答した。

本論文の学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の内容、また公聴会での質疑応答を通じて、博士（政策科学 立命館大学）の授与に相応しい学識を有することが確認できた。

以上により、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。